## 原告団声明

東海第二原発運転差し止め訴訟団の主張が、明確に水戸地 裁に届きました。独立の気概のある裁判官によって、福島原 発事故の教訓が生かされたのです。

事故が起こったら、最終的に防護の第5層が確立していなければ人格権の侵害につながらざるを得ない。そして、事故はどのような原因によっても起こりうる。絶対事故はないとはいえない、ということをもって原告住民の訴えを認めた。

わたしたちは第一審を勝ち取りました。しかし相手があります。日本原電の態度如何で裁判は東京高裁に持ち込まれます。わたしたちの闘いは継続します。改めて、高裁の場での闘いを直ちに準備しなければなりません。

また本訴の闘いが続いている間に、日本原電は対策工事を 完成させ再稼働を強行する可能性もあります。

水戸地裁勝利を踏まえて、闘いの継続をここに表明してお きたいと思います。

2021年3月18日 東海第二原発差し止め訴訟原告団